

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和7年9月1日現在）

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

急性期一般入院料4（34床）

地域包括ケア入院医療管理料（13床）

当院では、1日に12以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝9時から夕方17時まで、看護職員1人あたりの受け持ちの数は7人以内です。
- ・夕方17時から深夜1時まで、看護職員1人あたりの受け持ちの数は13人以内です。
- ・深夜1時から朝9時まで、看護職員1人あたりの受け持ちの数は13人以内です。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策・栄養管理体制・意思決定支援・身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化の基準を満たしています。

4. 入院時食事療養について

※別紙1参照

5. 施設基準届出事項について

※別紙1参照

6. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や実施した検査の名称等が明記されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

7. 保険外負担に関する事項

※別紙1参照

8. 特別療養環境の提供（入院時室料差額料金）

※別紙1参照

9. 入院期間が180日を超える入院に関する事項

※別紙1 参照

10. 厚生労働大臣の定める手術に関する実績

※別紙2 参照

11. その他（算定している院内掲示）

※別紙3 参照